

## 共 催

東京大学東洋文化研究所班研究「中国法研究における固有法史研究、近代法史研究及び現代法研究の総合の試み」・静岡大学地域法実務実践センター・静岡大学法科大学院

## 日中学術シンポジウム

### 「中国における民法典の整備——民法総則の制定意義」

中国は、現在今までの高度経済成長率を維持できなくなっているとはいえ、すでに世界における一つの大きなマーケットとして成長してきた。経済社会の牽引役を果たす民法典の整備が司法改革の中核的な内容の一部となっており、2017年3月に開催される全国人民代表大会において、その総則の部分が採択される予定である。

中華法律圏の民法大家、全国人民代表大会代表を務めている民法学者、日本の著名な民法学者および中国法研究の第一人者が、民法典編纂の進捗状況および制定された民法総則の特徴、意義などを語る。

#### ・ 報告

報告(1) 「中国民法総則の伝統および特色」

報告者 王 澤鑑

台湾大学名誉教授

報告(2) 「中国民法総則の要点分析」

報告者 孫 憲忠

全国人民代表大会代表・中国社会科学院教授

報告(3) 「成立した『中華人民共和国民法総則』」(仮)

報告者 加藤 雅信

名古屋大学名誉教授・名古屋学院大学法学部教授

報告（４）「中華人民共和国民法史から見た民法総則の位置づけについて」

報告者 鈴木 賢

北海道大学名誉教授・明治大学法学部教授

司会	東京大学東洋文化研究所所長	高見澤 磨
通訳	静岡大学地域法実務実践センター教授	朱 暉
	立命館大学法学部准教授	小田 美佐子

・使用言語

報告は中国語、報告・質疑応答とも日本語による通訳

・日程、会場など

日時 平成 29 年 3 月 25 日（土）午後 1 時 30 分～4 時 30 分  
（午後 1 時より受付開始）

会場 東京大学東洋文化研究所 3 階大会議室